

前回会合に関する追加コメント

名古屋大学大学院法学研究科
教授 林 秀弥

- 前回のプレゼン内容に関する質疑に関して、追加でコメントしたい。
- 合併等の認可について、経営の自由度の向上に最大限配慮することに賛成だが、本来業務や公正競争に支障のない範囲内というのは、どのようなものか議論を深める必要がある。
 - **本来業務や公正競争に支障のない範囲内**のものとして、例えば、資本金の額が一定の額以下といった**小規模な事業者で、電気通信事業を営まない者**が考えられるではないか。
- 財務諸表の届出義務について、会社法又は金商法による開示制度に代えることもあり得ると思うが、接続制度においてこれらの法律では求めている詳細なレベルの情報を総務大臣に提出させており、財務諸表の届出については、比較的負担になっていないのではないかと。
 - 接続制度等、会計が重要である規律に関しては、電気通信事業法に基づき会計についてルールを整備し、NTT以外の事業者も含めて細かなデータを提出させている。
 - 他方で、**NTT法の財務諸表の提出**は、それとは別の枠組みとして、NTTの業務・責務に関する担保措置として、その財務状況を政府に報告させるものであり、**その内容は、会社法又は金商法において開示されるものと同様であるため、NTT法において財務諸表を提出させる必要まではないと考えられるのではないかと。**